金融庁 オンチェーン金融フォーラム
デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（第2回）ご説明資料

資料４

電子決済手段のレンディングについて

2026年11月2日（月）

SBI VCトレード株式会社　代表取締役社長　近藤 智彦

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

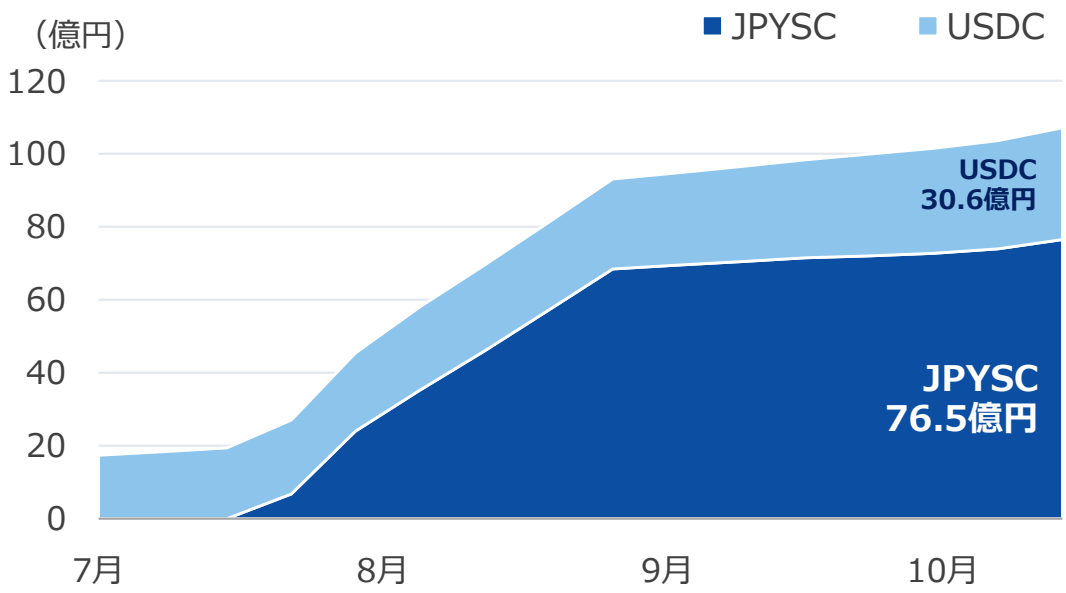
当社レンディングサービス（愛称：貸コイン）の事業スキーム

- 顧客から**消費貸借**により借り受けた電子決済手段を暗号資産市場で運用し、運用収益から当社の取り分を控除した上で、利用料として顧客に支払うもの。

基本スキーム



当社レンディングサービス実績



- JPYSC（26年7月～）、USDC（26年3月～）の2銘柄が対象
- 現在の顧客貸出残高は2銘柄合算で107億円程度。うち、JPYSCが76.5億円。
- JPYSCレンディングは法人顧客からの需要も旺盛で利用者は順調に増加。
- USDCは100万円上限もあり、貸出上限を5,000USDCに設定。

出所：当社ウェブサイト

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

当社レンディングの商品設計

- 当社は**カストディアルでレンディングを行う国内唯一の事業者**。口座開設後、電子決済手段の購入、レンディング開始を口座内で実現できる。（他事業者は全てノンカストディアル）
- **「期間固定・中途解約不可・同一銘柄で返還」**を基本とする消費貸借であり、元本を保証して随時払い戻す預金等とは異なる商品として設計している。

項目	当社の設計
法的性質	消費貸借
期間	1、3、6ヵ月の複数コース制（募集ごとに設定）
中途解約	不可（申込期間の終了後は取消不可）
返還	借り入れ数量＋利用料を同一銘柄で返還
募集	原則毎週募集・申請順に承認。 1募集当たりの上限を設定（USDCは100万円上限を考慮して5,000USDC）
顧客向けのリスク開示	預金ではないため元本保証・預金保険の対象外であること、分別管理の対象外であること、当社倒産時の返還リスク等を明示

設計上のポイント

1. **期間固定・中途解約不可**
 随時の払戻しを前提としない
2. **同一銘柄で返還**
 決済手段としての受入れ・払出しと区別
3. **リスクの明示**
 預金・元本保証商品との誤認を防止

出所：当社ウェブサイト

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

利用者から見たリスクや運用の比較

- 電子決済手段のレンディングは、預金・国債と**法的性質・保護の枠組み、及び、信用相手先が異なる。**

	円普通預金	円定期預金	個人向け国債	電子決済手段の貸コイン （当社例：JPYSC）
法的性質	預金契約	預金契約	国の債務（有価証券）	**消費貸借**
価格変動	なし	なし	なし（中途換金も額面）	法定通貨に連動
返還	元本の払戻し	満期に元本＋利息	満期に額面で償還	満期に同一銘柄・同一数量＋利用料
保護	預金保険の対象	預金保険の対象	預金保険の対象外	預金保険・分別管理の対象外
信用相手先	各銀行	各銀行	日本国	SBI VCトレード （SBIホールディングス100%子会社）
流動性	随時払戻し	原則満期まで （中途解約は解約利率）	発行1年後から中途換金可 （調整額を差引き）	期間固定・中途解約不可
利回り（例）	市場金利に連動	都市銀行1年 年0.5% （2026年9月）	固定3年　年2.07% 固定5年　年2.39% 変動10年 年2.05% （2026年10月募集）	JPYSC 年2～3% （1、3、6ヵ月の複数コース）
業規制	銀行法	銀行法	金融商品取引法	**電子決済手段レンディングに係る業規制は未定** 暗号資産同様の業規制は、顧客の安心感を高めることに繋がると思料

出所：当社ウェブサイト、改正金商法第2条第8項第25号、財務省（個人向け国債、2026年10月募集）

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

レンディングの規律と顧客保護

- **第一種金融商品取引業・暗号資産交換業・電子決済手段等取引業の3つの登録**を持つ事業者として、電子決済手段レンディングにおいても暗号資産同等の対応を実施。

項目	金融審WG報告が示した方向性 （暗号資産レンディング）	当社の対応状況 （電子決済手段レンディングでも同等の対応を実施）
業規制	暗号資産レンディングは今後金商法の登録対象とする（対公衆性のない借入れは除く）	第一種金融商品取引業者として、改正金商法施行後も切れ目なくサービスを継続し、顧客を保護
リスク管理	再貸付先の貸倒れや、ステーキング委託先のスラッシング等に関するリスク管理体制を求める	レンディングのリスク管理状況は定期的に金融庁と情報共有（暗号資産・ステーブルコイン課　暗号資産モニタリング室）
安全管理	自己で保管する暗号資産を安全に管理する体制を求める	暗号資産交換業者・電子決済手段取引業者としての管理体制により、顧客の暗号資産、電子決済手段を管理
リスク説明	利用者へのリスク説明義務を課す	預金ではないこと、元本保証・預金保険・分別管理の対象外であること、当社倒産時の返還リスク、中途解約不可を顧客へ説明
広告	広告規制を設ける	日頃より日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）の自主規制規則等に基づく広告審査を実施

出所：金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告（2025年12月）p.23、当社ウェブサイト

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

電子決済手段の
100万円の移転・保有上限について

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

100万円の移転・保有上限の現状と影響（１）

- 当社は電子決済手段等取引業者（登録第00001号）として、**米ドル建て2銘柄（USDC/RLUSD）・円建て1銘柄（JPYSC）**の電子決済手段を取り扱っている。
- 米ドル建ての2銘柄には**100万円の移転・保有上限**が課されている状況。

	USDC	RLUSD	JPYSC
通貨建て	米ドル	米ドル	日本円
発行者	米・Circle	Standard Custody & Trust Company （米・Ripple Labs 100%子会社）	SBI新生信託銀行
資金決済法上の区分	1号電子決済手段	4号電子決済手段	3号電子決済手段
当社での取扱開始	2025年3月	2026年6月	2026年6月
100万円の移転上限	**あり** 移転1回100万円 /100万円超の滞留防止措置	**あり** 移転1回100万円 /100万円超の滞留防止措置	**なし** 金額の制限なく移転可能
当社レンディングの対象	**対象**	対象外	**対象**

出所：金融庁「電子決済手段等取引業者登録一覧」（2026年8月27日現在）、当社公表資料

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

100万円の移転・保有上限の現状と影響（２）

- USDC/RLUSDには、**第二種資金移動業と同水準の100万円上限と滞留防止措置**が課されており、企業の大口・クロスボーダー需要に応えられないほか、個人顧客にも分かりにくい運用となっている

外国電子決済手段に係る規制（電取業者が講じる措置）

- 1回当たりの移転可能額を100万円以下に限定
- 管理する利用者の外国電子決済手段が1人当たり100万円を超える場合、移転の蓋然性が低いものは買取り等により保有させない

出所：電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第30条第1項第6号ロ、事務ガイドライン（第三分冊17）Ⅰ－１－２－３(2)②ロ

当社での運用（USDC・RLUSD）

売買	1回100万円相当まで
出庫	1回100万円相当まで
預かり残高	100万円相当まで
長期の超過	月末残高の100万円超過が6か月連続した場合、買取り等により解消

顧客・事業への影響

法人顧客

クロスボーダー送金（自社資金・顧客依頼）や企業間の大口決済に使いたいとの引き合いは多いが、100万円上限がハードルとなり実現できない

個人顧客

上限超過が続くと4か月目から出庫等を案内し、6か月で買取り（円転）せざるを得ない。分かりにくく使いにくい

当社

ドル建て・円建て双方の電子決済手段を取り扱えるにもかかわらず、両者を組み合わせた企業向けサービスは提供できていない

出所：金融庁 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）、当社ウェブサイト

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.

100万円の移転・保有上限に関する当社の要望

- 本邦制度との同等性を要件とする**4号電子決済手段（信託型準拠）**について、**100万円の移転・保有上限を先行して撤廃**することが望ましいと考える

① 現行規制の趣旨

- 100万円の移転上限に関する規制は、銀行等のような厳格な参入要件や財務要件が課されない資金移動業者にも為替取引を行うことを認める前提として設けられたもの。

② 4号電子決済手段の要件

- 4号電子決済手段は、資金決済法・銀行法と同等の外国法令に基づく登録・免許、償還資産の同等の法令による管理と監査、取引停止措置等、我が国制度との同等性を要件とする。

③ 3号電子決済手段との関係

- 信託型である3号電子決済手段（JPYSC）には上限がない。
- 同等性が確認された4号電子決済手段については、資金移動業に由来する100万円の移転上限を課す合理性は乏しい。

要望　本邦制度との同等性を要件とする4号電子決済手段について、電子決済手段等取引業者に課されている100万円の移転・保有上限と買取り等の措置を撤廃することが望ましい

出所：内閣府 規制改革ホットライン 処理方針（第二種資金移動業の送金上限に関する金融庁回答）、
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第3項（2026年6月1日施行）

© Copyright SBI VC Trade Co., Ltd.